

令和 年 月 日

保 護 者 様

北杜市立泉中学校
校長 有賀 多恵

出席停止について（通知）

年 組 さんは、学校において特に予防することになっている感染症「 」に罹患しましたので、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止します。出席停止期間中は、欠席扱いになりません。

出席停止期間中は医師の指示に従い、ご家庭において十分休養されますようお願いいたします。

出席停止期間は、次の「出席停止の期間の基準」か、「症状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで」です。

なお、登校する際は、主治医の指示の下、下の登校届を保護者が記入し、登校時にお子様に持たせてください。

出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

感染症名	出席停止の基準（裏面を参照）
------	----------------

北杜市立泉中学校長 様

登校届

生徒名： 年 組 名前 _____

診断名： []

受診医療機関名： _____

上記の感染症のため 月 日～ 月 日まで療養をしていましたが、感染症の予防上支障がなくなり、医師に感染のおそれがないと認められましたので、本日より登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

出席停止の基準一覧

学校保健安全法には、学校における感染症の予防に関する規定があります。

学校は感染症が流行しやすい集団生活の場です。感染症の拡大防止のため、学校において予防すべき感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等に対して、出席停止の措置をとることができます。

	病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等を除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（腫れ）が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶた）になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後二日を経過するまで。
	新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	